

1. 公募による自己株式の処分（一般募集）

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 8,700,000株
- (2) 払込金額 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、平成29年7月11日（火）から平成29年7月14日（金）までの間のいずれかの日（以下「処分価格等決定日」という。）に決定する。
- (3) 募集方法 一般募集とし、SMBC日興証券株式会社（以下「引受人」という。）に全株式を買取引受けさせる。なお、一般募集における処分価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、処分価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件として需要状況等を勘案した上で、処分価格等決定日に決定する。
- (4) 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における処分価格（募集価格）から払込金額（引受人より当社に払込まれる金額）を差し引いた額の総額を引受人の手取金とする。
- (5) 申込期間 処分価格等決定日の翌営業日から処分価格等決定日の2営業日後の日まで。
- (6) 払込期日 平成29年7月19日（水）から平成29年7月24日（月）までの間のいずれかの日。ただし、処分価格等決定日の5営業日後の日とする。
- (7) 受渡期日 上記払込期日の翌営業日
- (8) 申込証拠金 1株につき処分価格と同一の金額
- (9) 申込株数単位 100株
- (10) 払込金額、処分価格（募集価格）、その他本公募による自己株式の処分に必要な一切の事項の決定は、代表取締役社長 陣内孝也に一任する。
- (11) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

2. 株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（後記【ご参考】1.をご参照）

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 1,300,000株
なお、上記売出株式数は上限の株式数を示したもので、需要状況等により減少する場合、又は本売出しが全く行われぬ場合がある。売出株式数は需要状況等を勘案した上で、処分価格等決定日に決定する。
- (2) 売出人 SMBC日興証券株式会社
- (3) 売出価格 未定（処分価格等決定日に決定する。なお、売出価格は一般募集における処分価格（募集価格）と同一とする。）
- (4) 売出方法 一般募集の需要状況等を勘案し、一般募集の主幹事会社であるSMBC日興証券株式会社が当社株主である平松博利（以下「貸株人」という。）より借り入れる当社普通株式について追加的に売出しを行う。
- (5) 申込期間 一般募集における申込期間と同一とする。
- (6) 受渡期日 一般募集における受渡期日と同一とする。
- (7) 申込証拠金 一般募集における申込証拠金と同一とする。
- (8) 申込株数単位 100株
- (9) 売出価格、その他本売出しに必要な一切の事項の決定は、代表取締役社長 陣内孝也に一任する。
- (10) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

ご注意：この文書は、当社の自己株式の処分及び株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

3. 第三者割当による自己株式の処分（本第三者割当による自己株式の処分）（後記【ご参考】 1. をご参照）

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 1,300,000株
- (2) 払込金額 一般募集における払込金額と同一とする。
- (3) 割当先及び割当株式数 SMBC日興証券株式会社 1,300,000株
- (4) 申込期日 平成29年8月15日（火）から平成29年8月22日（火）までのいずれかの日。ただし、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間終了日の翌日から起算して30日目の日（30日目の日が営業日でない場合はその前営業日）の2営業日後の日とする。
- (5) 払込期日 平成29年8月16日（水）から平成29年8月23日（水）までのいずれかの日。ただし、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間終了日の翌日から起算して30日目の日（30日目の日が営業日でない場合はその前営業日）の3営業日後の日とする。
- (6) 申込株数単位 100株
- (7) 払込金額、その他本第三者割当による自己株式の処分に必要な一切の事項の決定は、代表取締役社長陣内孝也に一任する。
- (8) 上記(4)に記載の申込期日までに申込みのない株式については、処分を打ち切るものとする。
- (9) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

ご注意：この文書は、当社の自己株式の処分及び株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

【ご参考】

1. オーバーアロットメントによる売出し等について

一般募集に伴い、その需要状況等を勘案し、1,300,000株を上限として、一般募集の主幹事会社であるSMB C日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式の売出し（以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。）を行う場合があります。なお、当該売出株式数は上限の株式数を示したものであり、需要状況等により減少する場合、又はオーバーアロットメントによる売出しが全く行われなない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しに関連して、SMB C日興証券株式会社が貸株人から借り入れた当社普通株式（以下「借入株式」という。）の返還に必要な株式を取得させるために、当社は、平成29年7月3日（月）開催の取締役会において、SMB C日興証券株式会社を割当先とする第三者割当による自己株式の処分を行うことを決議しております。

SMB C日興証券株式会社は、借入株式の返還を目的として、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間終了日の翌日から当該申込期間終了日の翌日から起算して30日目の日（30日目の日が営業日でない場合はその前営業日）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。

（注）、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数（以下「上限株式数」という。）の範囲内で株式会社東京証券取引所において当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。当該シンジケートカバー取引で買付けられた当社普通株式は借入株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、SMB C日興証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わない場合、又は上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

また、SMB C日興証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間中、当社普通株式について安定操作取引を行うことがあり、当該安定操作取引で買付けた当社普通株式の全部又は一部を借入株式の返還に充当する場合があります。

SMB C日興証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引により買付けし借入株式の返還に充当する株式数を控除した株式数についてのみ、本第三者割当による自己株式の処分の割当に応じる予定であります。したがって、本第三者割当による自己株式の処分における処分株式数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本第三者割当による自己株式の処分における最終的な処分株式数が減少する場合、又は処分そのものが全く行われなない場合があります。

SMB C日興証券株式会社が本第三者割当による自己株式の処分の割当に応じる場合には、SMB C日興証券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しによる手取金をもとに払込みを行います。

オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出株式数については、処分価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われなない場合は、SMB C日興証券株式会社による貸株人からの当社普通株式の借り入れは行われません。したがって、SMB C日興証券株式会社は本第三者割当による自己株式の処分に係る割当に応じず、申込みを行わないため、失権により、本第三者割当による自己株式の処分は全く行われません。また、株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

（注）シンジケートカバー取引期間は、

- ① 処分価格等決定日が平成29年7月11日（火）の場合、「平成29年7月14日（金）から平成29年8月10日（木）までの間」
- ② 処分価格等決定日が平成29年7月12日（水）の場合、「平成29年7月15日（土）から平成29年8月10日（木）までの間」
- ③ 処分価格等決定日が平成29年7月13日（木）の場合、「平成29年7月19日（水）から平成29年8月17日（木）までの間」
- ④ 処分価格等決定日が平成29年7月14日（金）の場合、「平成29年7月20日（木）から平成29年8月18日（金）までの間」となります。

ご注意：この文書は、当社の自己株式の処分及び株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目録見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

2. 今回の自己株式の処分による自己株式数の推移

現在の自己株式数	13,589,639株	(平成29年6月30日現在)
一般募集による処分株式数	8,700,000株	
本第三者割当による処分株式数	1,300,000株	(注)
本第三者割当による処分後の自己株式数	3,589,639株	(注)

(注) 前記「3. 第三者割当による自己株式の処分(本第三者割当による自己株式の処分)」に記載の割当株式数の全株式に対しSMB C日興証券株式会社から申込みがあり、処分がなされた場合の株式数です。

3. 調達資金の使途

(1) 今回の調達資金の使途

今回の一般募集及び本第三者割当による自己株式の処分の手取概算額合計上限6,177,084,000円については、平成30年7月までに2,276,000,000円をTHE HIRAMATSU HOTELS & RESORTS 沖縄・宜野座(仮称)の新規出店に係る設備投資資金に、平成32年6月までに2,949,000,000円をホテル(軽井沢御代田)の新規出店に係る設備投資資金に、残額を平成32年9月までにホテル(那須温泉)の新規出店に係る設備投資資金に充当する予定であります。

なお、実際の充当期までは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

また、当社グループの設備投資計画は、平成29年7月3日現在(ただし、投資予定金額の既支払額については平成29年5月31日現在)、以下のとおりであります。

会社名 事業所名	所在地	設備の内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び 完了予定年月		完成後の 増加能力
			総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
当社 高台寺 十牛庵 レストランひらまつ 高台寺	京都府 京都市 東山区	店舗設備	1,267,000	603,610	自己資金	平成26年 12月	平成29年 9月	店舗設備 の増加
当社 THE HIRAMATSU HOTELS & RESORTS 沖縄・宜野座(仮称)	沖縄県 国頭郡 宜野座村	宿泊設備	2,356,000	79,829	自己株式の 処分資金及 び自己資金	平成26年 12月	平成30年 7月	宿泊設備 の増加
当社 ホテル 軽井沢御代田	長野県 北佐久郡 御代田町	宿泊設備	2,959,000	9,200	自己株式の 処分資金、 借入金及び 自己資金	平成30年 4～6月	平成32年 4～6月	宿泊設備 の増加
当社 ホテル 那須温泉	栃木県 那須郡 那須町	宿泊設備	3,008,000	—	自己株式の 処分資金、 借入金及び 自己資金	平成30年 7～9月	平成32年 7～9月	宿泊設備 の増加

(注) 「高台寺 十牛庵」「レストランひらまつ 高台寺」につきましては、リース契約に伴い平成29年3月に土地を売却しております。

(2) 前回調達資金の使途の変更

変更はありません。

(3) 業績に与える影響

今期の業績に与える影響はありません。なお、今回の調達資金を上記(1)「今回の調達資金の使途」に記載の使途に充当することにより、当社グループの企業価値の更なる向上につながるものと考えております。

ご注意: この文書は、当社の自己株式の処分及び株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

4. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社グループは、株主の皆様への利益還元を経営の最重要政策の一つとして位置付けております。今後のレストラン・ホテル事業推進のための設備投資、及び企業体質強化のための内部留保を勘案したキャッシュ・フロー重視の経営を目指しつつ、業績に裏付けられた成果の配分として、配当性向 30%超を目処とした最低配当金額の設定を基本方針としております。

当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を基本的な方針としております。配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。

なお、当社は中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

(2) 配当決定にあたっての考え方

上記「(1) 利益配分に関する基本方針」に記載のとおりであります。

(3) 内部留保資金の使途

上記「(1) 利益配分に関する基本方針」に記載のとおりであります。

(4) 過去3決算期間の配当状況等

	平成27年3月期	平成28年3月期	平成29年3月期
1株当たり連結当期純利益	45.61円	41.88円	31.69円
1株当たり年間配当金 (内1株当たり中間配当金)	15.60円 (7.50円)	16.67円 (8.00円)	20.00円 (9.00円)
実績連結配当性向	34.2%	39.8%	63.1%
自己資本連結当期純利益率	32.2%	29.4%	24.2%
連結純資産配当率	11.0%	11.7%	15.5%

- (注) 1. 実績連結配当性向は、1株当たり年間配当金を1株当たり連結当期純利益で除した数値です。
2. 自己資本連結当期純利益率は、連結当期純利益（又は親会社株主に帰属する当期純利益）を、自己資本（連結純資産額合計から少数株主持分（又は非支配株主持分）及び新株予約権を控除した額の期首と期末の平均）で除した数値です。
3. 連結純資産配当率は、1株当たりの年間配当金を1株当たり連結純資産（期首と期末の平均）で除した数値です。

5. その他

(1) 配分先の指定

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報

当社は、ストックオプション制度を採用し、会社法に基づき新株予約権を発行しており、その内容は平成29年6月30日現在、以下のとおりです。なお、発行済株式総数48,604,200株に対する下記の交付株式残数の比率は0.93%となります。

(注) 下記交付株式残数がすべて新株式で交付された場合の潜在株式の比率です。

ストックオプション付与の状況

発行決議日	交付株式残数	権利行使価額	資本組入額	行使期間
平成29年2月23日	450,000株	697円	349円	平成31年3月1日から 平成39年2月28日まで

ご注意：この文書は、当社の自己株式の処分及び株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

(3) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

① エクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

② 過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成27年3月期	平成28年3月期	平成29年3月期	平成30年3月期
始 値	675 円	635 円	750 円	667 円
高 値	709 円	948 円	760 円	709 円
安 値	575 円	586 円	580 円	614 円
終 値	635 円	742 円	667 円	662 円
株価収益率	13.92 倍	17.72 倍	21.05 倍	一倍

(注) 1. 株価収益率は決算期末の株価(終値)を当該決算期の1株当たり連結当期純利益で除した数値です。また、平成30年3月期については未確定のため記載しておりません。

2. 平成30年3月期の株価等については、平成29年6月30日(金)現在で記載しております。

③ 過去5年間に行われた第三者割当増資における割当先の保有方針の変更等

該当事項はありません。

(4) ロックアップについて

一般募集に関し、当社株主である平松博利及び平松慶子は、SMBC日興証券株式会社に対して、処分価格等決定日に始まり、一般募集の受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間(以下「ロックアップ期間」という。)中は、SMBC日興証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、処分価格等決定日に自己の計算で保有する当社普通株式(潜在株式を含む。)を売却等しない旨を合意しております。

また、当社はSMBC日興証券株式会社に対してロックアップ期間中は、SMBC日興証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式及び当社普通株式を取得する権利あるいは義務を有する有価証券の発行又は売却(本第三者割当による自己株式の処分並びに株式分割による新株式発行等及びストックオプションに係る新株予約権の発行を除く。)を行わない旨を合意しております。

なお、上記の場合において、SMBC日興証券株式会社は、その裁量で当該合意内容の一部若しくは全部につき解除し、又はロックアップ期間を短縮する権限を有しております。

以 上

ご注意：この文書は、当社の自己株式の処分及び株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧くださいの上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。